

安来市告示第79号

安来市地域農業構造転換支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

安来市長 田中 武夫



安来市地域農業構造転換支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入等を支援し、市の農業振興を図るため、安来市地域農業構造転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象、補助金の額等)

第2条 補助金の事業区分、対象経費、対象者及び補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 この事業の実施については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12講改B第350号農林水産事務次官依命通知）に準ずるものとする。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	対象経費	対象者	補助金の額
地域農業構造転換支援事業	地域の中核となつて農地を引き受ける助成対象者が経営改善を図るために行う次に掲げる取組に要する経費 1 農産物の生産、加工、流通その他	地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記1に規定する助成対象者の要件を満たすもの	3/10以内（法人の場合は3,000万円を、法人以外の方は1,500万円を上限とする。）

農業経営の開始
若しくは改善に
必要な農業用機
械・施設の改良又
は取得

2 農地等の改良又
は造成

3 リースによる農
産物の生産、加
工、流通その他農
業経営の開始又
は改善に必要な
農業用機械の導
入